

教育・保育の提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より関係部分の概要を整理】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要がある。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。

2 区域設定にあたり留意すべきポイント

ポイント① 事業量の調整単位として適切か。

- 区域内の児童数や面積は適切な規模か。
- 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。
- 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。

ポイント② 事業の利用実態を反映しているか。

- 保護者の移動状況を踏まえているか。
- 設定した区域内で事業のあっせんが可能か。
- 現在の事業の考え方とマッチしているか。

3 教育・保育提供区域の運用イメージ

【記載する区域毎の内容のイメージ】

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ		1年目			2年目			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
A 区 域	①量の見込み（保育利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
	②確保 の内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	100人
		地域型保育事業			0人			20人
	②-①	0人	0人	▲120人	0人	0人	▲80人	

⇒

同様に
5年間
分を記
載

設定した区域ごとに、設定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を、明記する必要がある。

提供区域＝事業実施単位ではないため、仮に中学校区を教育・保育提供区域とした場合でも、小学校区ごとに事業を実施することを妨げるものではない。

【子ども・子育て関連3法について（第1回資料6：P13）】

市町村が定めた各区域の中に、供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならないこととされている。

【国の子ども・子育て会議資料より（第2回資料5：P4）】

地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動可能な区域

・小学校区、中学校区、行政区などを想定

種類	区数	区域の詳細
小学校区	7	福生市立小学校区域図参照
中学校区	3	福生市立中学校区域図参照
行政区	11	町名 ----- (一般的にはコミュニティ組織などを中心に設定されている行政地区で、行政のまちづくり計画はこの行政地区を基本としているものが多い。)

4 福生市の区域の考え方

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とすることを想定する。

なお、本市の高齢分野における計画となる「福生市介護保険事業計画【第5期】」においても、住み慣れた地域での日常生活ができるために日常生活圏域（おおむね30分以内に駆けつけられる圏域が理想的な圏域であるとされている）が設定されており、市域が狭いことや介護保険サービス（地域密着型サービス）が偏在していることから、日常生活圏域を1圏域として設定する。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、アンケート調査結果に基づき各中学校区の中でさらなる需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとする。